熊本県公報

号外　第２９号
平成30年7月5日(木)
（毎週　火・金発行）

目　次

条　例

○熊本県税条例等の一部を改正する条例……（税務課）3
○熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例……（健康危機管理課）8
○熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……（環境立県推進課）9
○熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例……（消費生活課）9
○熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例……（企業立地課）9
○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例……（都市計画課）10
○熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例……（　〃　）10
○熊本県立学校条例の一部を改正する条例……（特別支援教育課）14

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

１　熊本県税条例の一部改正【第１条】
県民税等に関する所要の規定の整理を行うこととした。（第２６条、第３２条、第４８条の３関係）

２　熊本県税条例の一部改正【第２条】
(1)　加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したもの（以下「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。」）を製造たばことみなし、課税区分を加熱式たばことすることとした。（第６４条の２の２関係）
(2)　加熱式たばこに係る製造たばこの本数は、アに掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数並びにイ及びウに掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数にそれぞれ０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとすることとした。（第６４条の３関係）
ア　加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の１グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法
イ　加熱式たばこの重量（フィルター等の重量を除く。）の０．４グラムをもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法
ウ　加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの１本の金額に相当する金額をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法
(3)　県たばこ税の税率を１，０００本につき９３０円とすることとした。（第６５条関係）

３　熊本県税条例の一部改正【第３条】
加熱式たばこに係る製造たばこの本数の算定において、２(2) アに掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に乗じる率を０．６とし、２(2) イ及びウに掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に乗じる率を０．４とすることとした。（第６４条の３関係）

４　熊本県税条例の一部改正【第４条】
事業税等に関する所要の規定の整理を行うこととした。（第４３条関係）

５　熊本県税条例の一部改正【第５条】
(1)　加熱式たばこに係る製造たばこの本数の算定において、２(2) アに掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に乗じる率を０．４とし、２(2) イ及びウに掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に乗じる率を０．６とすることとした。（第６４条の３関係）
(2)　県たばこ税の税率を１，０００本につき１，０００円とすることとした。（第６５条関係）

６　熊本県税条例の一部改正【第６条】
(1)　加熱式たばこに係る製造たばこの本数の算定において、２(2) アに掲げる

方法により換算した紙巻たばこの本数に乗じる率を０．２とし、２(2) イ及びウに掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に乗じる率を０．８とすることとした。（第６４条の３関係）

(2)　県たばこ税の税率を１，０００本につき１，０７０円とすることとした。（第６５条関係）

７　熊本県税条例の一部改正【第７条】

加熱式たばこに係る製造たばこの本数は、２(2) イ及びウに掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとすることとした。（第６４条の２の２、第６４条の３関係）

８　熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正【第８条】

(1)　平成３１年４月１日に予定されている紙巻たばこ３級品に係る税率の引上げを平成３１年１０月１日に延期することとした。（附則第３項関係）

(2)　紙巻たばこ３級品の手持品課税に係る県たばこ税の税率を１，０００本につき２７４円とすることとした。（附則第１５項関係）

９　この条例は、次の(1) から(7) までに掲げる区分に応じ、それぞれ定める日から施行することとした。

(1)　１　公布の日
(2)　２及び８　平成３０年１０月１日
(3)　３　平成３１年１０月１日
(4)　４　平成３２年４月１日
(5)　５　平成３２年１０月１日
(6)　６　平成３３年１０月１日
(7)　７　平成３４年１０月１日

１０　所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

１　旅館業法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第３条関係）

２　その他規定の整理を行うこととした。（第３条関係）

３　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

１　電気事業における阿蘇車帰風力発電所の最大出力を改めることとした。（第３条関係）

２　有料駐車場事業における事業規模の表記を収容台数から面積に改めることとした。（第３条関係）

３　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

１　熊本県消費者行政活性化基金条例の失効の期限を３年間延長し、平成３３年１２月３１日とすることとした。（附則第２項関係）

２　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

１　次の２条例について、地域再生法の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備を行うこととした。

(1)　熊本県工場等設置奨励条例【第１条】

地域再生法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第２条関係）

(2)　熊本県税特別措置条例【第２条】

ア　地域再生法に基づく地方税の課税免除に係る減収補填措置が設けられたことを踏まえ、移転型事業に係る県税の不均一課税を課税免除に改めることとした。（第４条の１４、附則第２項関係）

イ　その他規定の整理を行うこととした。（第１条関係）

２　この条例は、公布の日又は地域再生法第７条第１項の規定により熊本県が変更しようとする同項に規定する認定地域再生計画が同条第２項の規定において準用する同法第５条第１５項の内閣総理大臣の認定を受けた日のいずれか遅い日から施行することとした。

３　所要の経過措置を定めることとすることとした。

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

１　水俣広域公園の管理棟更衣室に温水シャワーを設置したことに伴い、使用料に係る関係規定の整備を行うこととした。（別表第４関係）

２　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例

１　趣旨について定めることとした。（第１条関係）
２　事業の名称について定めることとした。（第２条関係）
３　施行地区に含まれる地域の名称について定めることとした。（第３条関係）
４　事業の範囲について定めることとした。（第４条関係）
５　事務所の所在地について定めることとした。（第５条関係）
６　費用の分担について定めることとした。（第６条関係）
７　土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）について定めることとした。
(1)　審議会の設置について定めることとした。（第７条関係）
(2)　審議会の委員の定数について定めることとした。（第８条関係）
(3)　審議会の委員の任期について定めることとした。（第９条関係）
(4)　審議会の委員選挙の立候補制について定めることとした。（第１０条関係）
(5)　審議会の予備委員について定めることとした。（第１１条関係）
(6)　審議会の委員選挙の得票数について定めることとした。（第１２条関係）
(7)　審議会の委員の補欠選挙について定めることとした。（第１３条関係）
(8)　審議会の学識経験委員の補充について定めることとした。（第１４条関係）
(9)　審議会の運営に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。（第１５条関係）
８　地積の決定の方法について定めることとした。
(1)　基準地積の決定方法について定めることとした。（第１６条関係）
(2)　基準地積の更正について定めることとした。（第１７条関係）
(3)　施行日後に分割した基準地積の決定方法について定めることとした。（第１８条関係）
(4)　所有権以外の権利の目的となる宅地の地積について定めることとした。（第１９条関係）
９　土地及び権利の評価について定めることとした。
(1)　評価員の定数について定めることとした。（第２０条関係）
(2)　土地の評価について定めることとした。（第２１条関係）
(3)　権利の評価について定めることとした。（第２２条関係）
１０　清算について定めることとした。
(1)　清算金の算定について定めることとした。（第２３条関係）
(2)　清算金の納期限等の通知について定めることとした。（第２４条関係）
(3)　清算金の相殺について定めることとした。（第２５条関係）
(4)　清算金の分割徴収又は分割交付について定めることとした。（第２６条関係）
(5)　清算金の督促手数料及び延滞金について定めることとした。（第２７条関係）
(6)　仮清算について定めることとした。（第２８条関係）
(7)　清算完了前の宅地に係る権利の異動及び変更の届出について定めることとした。（第２９条関係）
１１　所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止について定めることとした。（第３０条関係）
１２　換地処分の時期の特例について定めることとした。（第３１条関係）
１３　その他この事業の施行に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。（第３２条関係）
１４　この条例は、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第５５条第９項の規定による熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の決定の公告の日から施行することとした。

◇熊本県立学校条例の一部を改正する条例
１　熊本県立熊本はばたき高等支援学校を新設することとした。（第２条関係）
２　この条例は、平成３０年８月１日から施行することとした。

条　　例

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成３０年７月５日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４２号
熊本県税条例等の一部を改正する条例
（熊本県税条例の一部改正）
第１条　熊本県税条例（昭和２９年熊本県条例第２８号）の一部を次のように改正する。
第２６条第１項、第５項及び第７項中「によって」を「により」に改める。
第３２条第４項中「においては」を「には」に改める。
第４８条の３第１項中「によって」を「により」に改める。
第２条　熊本県税条例の一部を次のように改正する。

第６４条の２の次に次の１条を加える。
（製造たばことみなす場合）
第６４条の２の２　加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したもの（たばこ事業法第３条第１項に規定する会社その他の施行令第３９条の９に規定する者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第３項第１号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。
第６４条の３第１項中「消費等」の次に「（第３項第３号アにおいて「売渡し等」という。）」を加え、同条第３項中「前項」を「前２項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の次に「又は金額」を、「計算」の次に「その他これらの規定の適用」を加え、「第３９条の９」を「第３９条の９の２」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。以下この項において同じ。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第１項第１号中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、同項第２号中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同項の次に次の１項を加える。
３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1)　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の１グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法
(2)　加熱式たばこの重量（フィルターその他の省令第８条の２の３に規定するものに係る部分の重量を除く。）の０．４グラムをもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法
(3)　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額として施行令第３９条の９の２第４項に規定するところにより計算した金額をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法
ア　売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第３３条第１項又は第２項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ　当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第３節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）
イ　アに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第１０条第３項第２号ロ及び第４項の規定の例により算定した金額
第６５条中「８６０円」を「９３０円」に改める。
第３条　熊本県税条例の一部を次のように改正する。
第６４条の３第３項中「０．８」を「０．６」に、「０．２」を「０．４」に改める。
第４条　熊本県税条例の一部を次のように改正する。
第４３条第２項中「第７２条の３３第３項」を「第７２条の３１第３項」に改める。
第５条　熊本県税条例の一部を次のように改正する。
第６４条の３第３項中「０．６」を「０．４」に、「０．４を」を「０．６を」に改める。
第６５条中「９３０円」を「１，０００円」に改める。
第６条　熊本県税条例の一部を次のように改正する。
第６４条の３第３項中「０．４を」を「０．２を」に、「０．６」を「０．８」に改める。
第６５条中「１，０００円」を「１，０７０円」に改める。
第７条　熊本県税条例の一部を次のように改正する。
第６４条の２の２中「及び次条第３項第１号」を削る。
第６４条の３第１項中「第３項第３号ア」を「第３項第２号ア」に改め、同条第３項中「第１号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した」を削り、同項第１号を削り、同項第２号を同項第１号とし、同項第３号を同項第２号とする。
（熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正）
第８条　熊本県税条例の一部を改正する条例（平成２８年熊本県条例第９号）の一部を次のように改正する。
附則第３項中「は、新条例」を「は、条例」に改め、同項第３号中「平成３１年３月３１日」を「平成３１年９月３０日」に改める。
附則第１５項中「平成３１年４月１日」を「平成３１年１０月１日」に、「２０４円」を「２７４円」に改める。
附則第１６項の表附則第６項各号列記以外の部分の項中「平成３１年４月３０日」を「平成３１年１０月３１日」に改め、同表附則第８項の項中「平成３１年９月３０日」を「平成３２年３月３１日」に改め、同表附則第９項の表第６６条の３の項の項中「平

成３１年４月３０日」を「平成３１年１０月３１日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１条の規定　公布の日

(2)　第２条及び第８条並びに附則第２項から第９項までの規定　平成３０年１０月１日

(3)　第３条及び附則第１０項の規定　平成３１年１０月１日

(4)　第４条の規定　平成３２年４月１日

(5)　第５条及び附則第１１項から第１８項までの規定　平成３２年１０月１日

(6)　第６条及び附則第１９項から第２６項までの規定　平成３３年１０月１日

(7)　第７条及び附則第２７項の規定　平成３４年１０月１日

（経過措置）

２　別段の定めがあるものを除き、平成３０年１０月１日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

３　平成３０年１０月１日前に熊本県税条例（以下この項において「条例」という。）第６４条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７４条の６第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号。以下この項、附則第６項、第１５項及び第２３項において「地方税法等改正法」という。）第１条の規定による改正前の地方税法第７４条第１号に規定する製造たばこ（熊本県税条例の一部を改正する条例（平成２８年熊本県条例第９号）附則第２項に規定する紙巻たばこ３級品を除く。以下この項から附則第９項までにおいて「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する条例第６４条第１項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は地方税法等改正法第１条の規定による改正後の地方税法（附則第５項第１号及び第１２項において「新法」という。）第７４条第１項第４号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第５１条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等である場合には県の区域内に所在する貯蔵場所において所持している当該製造たばこ、これらの者が小売販売業者である場合には県の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持している当該製造たばこに限り、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に県の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、１，０００本につき７０円とする。

４　前項の規定による県たばこ税の課税地は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地とし、知事は、当該県たばこ税の賦課に関する事務（附則第９項に規定する当該県たばこ税額に相当する金額の控除又は還付に関する事務を除く。）を、附則第１項第２号に掲げる規定による改正後の熊本県税条例（附則第８項及び第９項において「新条例」という。）第３条第１項の規定にかかわらず、当該課税地を管轄する広域本部長（以下「広域本部長」という。）に委任する。

５　附則第３項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２４号。附則第９項において「省令第２４号」という。）附則第５条第１項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成３０年１０月３１日までに広域本部長に提出しなければならない。

(1)　所持する製造たばこの区分（新法第７４条第２項に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

(2)　前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した附則第３項の規定による県たばこ税額

(3)　その他参考となるべき事項

６　附則第３項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第２３条第３項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第５１条第２項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、広域本部長に提出されたものとみなす。

７　附則第５項の規定による申告書を提出した者は、平成３１年４月１日までに、当該申告書に記載した同項第２号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

８　附則第３項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第６４条の３第１項、第６５条、第６６条の２第１項から第４項まで及び第６６条の４の規定を除く。）を適用

する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第６４条の３第２項	前項	熊本県税条例等の一部を改正する条例（平成３０年熊本県条例第４２号。以下この節において「平成３０年改正条例」という。）附則第３項
第６４条の３第３項	第１項	平成３０年改正条例附則第３項
第６６条の２第５項	申告納税者	平成３０年改正条例附則第５項の規定による申告書を提出した者
	法第７４条の１２第２項	地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第１０条第６項の規定により読み替えて適用する法第７４条の１２第２項
	省令第１６号様式又は第１６号の３様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２４号）附則第５条第１項に規定する様式
第６６条の３	前条第１項から第３項まで	平成３０年改正条例附則第５項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成３０年１０月３１日

９　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第３項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、地方税法第７４条の１４の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第６６条の２第１項から第４項までの規定により県央広域本部長に提出すべき申告書には、省令第２４号附則第５条第３項に定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

１０　平成３１年１０月１日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

１１　別段の定めがあるものを除き、平成３２年１０月１日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

１２　平成３２年１０月１日前に売渡し等が行われた新法第７４条第１項第１号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５１条第９項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等である場合には県の区域内に所在する貯蔵場所において所持している当該製造たばこ、これらの者が小売販売業者である場合には県の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持している当該製造たばこに限り、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に県の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、１，０００本につき７０円とする。

１３　前項の規定による県たばこ税の課税地は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地とし、知事は、当該県たばこ税の賦課に関する事務（附則第１８項に規定する県たばこ税額に相当する金額の控除又は還付に関する事務を除く。）を、附則第１項第５号に掲げる規定による改正後の熊本県税条例（附則第１７項及び第１８項において「平成３２年１０月新条例」という。）第３条第１項の規定にかかわらず、広域本部長に委任する。

１４　附則第１２項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号。附則第１８項、第２２項及び第２６項において「省令第２５号」という。）附則第４条第１項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成３２年１１月２日までに広域本部長に提出しなければならない。

(1)　所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

(2)　前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した附則第１２項の規定による県たばこ税額

(3)　その他参考となるべき事項

１５　附則第１２項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則

第２５条第３項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第５１条第１０項において準用する同条第２項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、広域本部長に提出されたものとみなす。

１６　附則第１４項の規定による申告書を提出した者は、平成３３年３月３１日までに、当該申告書に記載した同項第２号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

１７　附則第１２項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、平成３２年１０月新条例の規定中県たばこ税に関する部分（平成３２年１０月新条例第６４条の３第１項、第６５条、第６６条の２第１項から第４項まで及び第６６条の４の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる平成３２年１０月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第６４条の３第２項	前項	熊本県税条例等の一部を改正する条例（平成３０年熊本県条例第４２号。以下この節において「平成３０年改正条例」という。）附則第１２項
第６４条の３第３項	第１項	平成３０年改正条例附則第１２項
第６６条の２第５項	申告納税者	平成３０年改正条例附則第１４項の規定による申告書を提出した者
	法第７４条の１２第２項	地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第１２条第６項の規定により読み替えて適用する法第７４条の１２第２項
第６６条の３	省令第１６号様式又は第１６号の３様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号）附則第４条第１項に規定する様式
	前条第１項から第３項まで	平成３０年改正条例附則第１４項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成３２年１１月２日

１８　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第１２項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、地方税法第７４条の１４の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が平成３２年１０月新条例第６６条の２第１項から第４項までの規定により県央広域本部長に提出すべき申告書には、省令第２５号附則第４条第３項に定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

１９　別段の定めのあるものを除き、平成３３年１０月１日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

２０　平成３３年１０月１日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５１条第１１項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等である場合には県の区域内に所在する貯蔵場所において所持している当該製造たばこ、これらの者が小売販売業者である場合には県の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持している当該製造たばこに限り、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に県の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、１，０００本につき７０円とする。

２１　前項の規定による県たばこ税の課税地は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地とし、知事は、当該県たばこ税の賦課に関する事務（附則第２６項に規定する当該県たばこ税額に相当する金額の控除又は還付に関する事務を除く。）を、第６条の規定による改正後の熊本県税条例（附則第２５項及び第２６項において「平成３３年新条例」という。）第３条第１項の規定にかかわらず、広域本部長に委任する。

２２　附則第２０項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、省令第２５号附則第５条第１項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載

した申告書を平成３３年１１月１日までに広域本部長に提出しなければならない。
(1)　所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
(2)　前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した附則第２０項の規定による県たばこ税額
(3)　その他参考となるべき事項

２３　附則第２０項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第２６条第３項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第５１条第１２項において準用する同条第２項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、広域本部長に提出されたものとみなす。

２４　附則第２２項の規定による申告書を提出した者は、平成３４年３月３１日までに、当該申告書に記載した同項第２号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

２５　附則第２０項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、平成３３年新条例の規定中県たばこ税に関する部分（平成３３年新条例第６４条の３第１項、第６５条、第６６条の２第１項から第４項まで及び第６６条の４の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる平成３３年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第６４条の３第２項	前項	熊本県税条例等の一部を改正する条例（平成３０年熊本県条例第４２号。以下この節において「平成３０年改正条例」という。）附則第２０項
第６４条の３第３項	第１項	平成３０年改正条例附則第２０項
第６６条の２第５項	申告納税者	平成３０年改正条例附則第２２項の規定による申告書を提出した者
	法第７４条の１２第２項	地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第１３条第６項の規定により読み替えて適用する法第７４条の１２第２項
	省令第１６号様式又は第１６号の３様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号）附則第５条第１項に規定する様式
第６６条の３	前条第１項から第３項まで	平成３０年改正条例附則第２２項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成３３年１１月１日

２６　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第２０項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、地方税法第７４条の１４の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が平成３３年新条例第６６条の２第１項から第４項までの規定により県央広域本部長に提出すべき申告書には、省令第２５号附則第５条第３項に定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

２７　平成３４年１０月１日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年７月５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４３号

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成１６年熊本県条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「の各号」を削り、同項第１号中「おいて、」を「おいて」に改め、同条第２項中「第１条第１項第１１号、同条第２項第１０号、同条第３項第７号及び同条第

４項第５号」を「第１条第１項第８号、同条第２項第７号及び同条第３項第５号」に改め、「の各号」を削り、同項第１号中「おいて、」を「おいて」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年７月５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４４号

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和４１年熊本県条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第１号イの表阿蘇車帰風力発電所の項中「１，５００キロワット」を「９００キロワット」に改める。

第３条第２項第３号イの表以外の部分中「収容台数」を「面積」に改め、同号イの表中「収容台数」を「面積」に改め、同表熊本県営有料駐車場の項中「２９８台」を「８，５２２．９８平方メートル」に改め、同表熊本県営第二有料駐車場の項中「３７台」を「９３１．８２平方メートル」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年７月５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４５号

熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

熊本県消費者行政活性化基金条例（平成２１年熊本県条例第５号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成３０年１２月３１日」を「平成３３年１２月３１日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年７月５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４６号

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

（熊本県工場等設置奨励条例の一部改正）

第１条　熊本県工場等設置奨励条例（昭和３９年熊本県条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号中「第５条第４項第４号に規定する」を「第５条第４項第５号イに掲げる」に改める。

（熊本県税特別措置条例の一部改正）

第２条　熊本県税特別措置条例（昭和３９年熊本県条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第５条第４項第５号に規定する地方活力向上地域」を「第５条第４項第５号イに掲げる地方活力向上地域」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第４条の１４の見出し中「県税の」の次に「課税免除又は」を加え、同条第１項中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「課する事業税、不動産取得税又は固定資産税で」を「対しては、」に、「ものの税率は、」を「税目の区分に応じ、それぞれ」に、「率とする」を「税を課税しない」に改め、同項ただし書中「当該税率を適用する」を「課税しない」に改め、「市町村による」の次に「課税免除又は」を加え、「なされた」を「された」に改め、同項第１号中「事業税　次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める率」を「事業税」に改め、同号アからウまでを削り、同項第２号中「不動産取得税　１００分の０．４」を「不動産取得税」に改め、同項第３号中「固定資産税　次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める率」を「固定資産税」に改め、同号アからウまでを削り、同条第２項中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「認定事業者に」の次に「対して」を、「税率は、」の次に「それぞれ」を加え、「なされた」を「された」に改める。

附則第２項中「（第４条の１４第１項第２号及び第２項第１号」を「（第４条の１４第２項第１号」に、「並びに第４条の１４第１項第２号及び第２項第１号」を「及び第

４条の１４第２項第１号」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日又は地域再生法（平成１７年法律第２４号。以下「法」という。）第７条第１項の規定により熊本県が変更しようとする同項に規定する認定地域再生計画が同条第２項の規定において準用する法第５条第１５項の内閣総理大臣の認定を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

２　第２条の規定による改正後の熊本県税特別措置条例（以下「新条例」という。）第４条の１４第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第１７条の２第３項の規定により知事の認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、施行日前に同項の規定により知事の認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

３　施行日前に法第１７条の２第１項第１号に掲げる事業の実施に関する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って第２条の規定による改正前の熊本県税特別措置条例附則第２項に規定する家屋の敷地である土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率については、なお従前の例による。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年７月５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４７号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

熊本県都市公園条例（昭和５３年熊本県条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表第４の３の表に次のように加える。

温水シャワー	１人１回につき	１１０円

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例をここに公布する。

平成３０年７月５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４８号

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　費用の分担（第６条）
第３章　土地区画整理審議会（第７条―第１５条）
第４章　地積の決定の方法（第１６条―第１９条）
第５章　土地及び権利の評価（第２０条―第２２条）
第６章　清算（第２３条―第２９条）
第７章　雑則（第３０条―第３２条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、平成２８年熊本地震により甚大な被害を受けた市街地の復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号。以下「法」という。）第３条第４項及び被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第６条第３項の規定により県が施行する土地区画整理事業（以下「事業」という。）について、法第５３条第１項の規定に基づき、同項の施行規程を定めるものとする。

（事業の名称）

第２条　事業の名称は、熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業とする。

（施行地区に含まれる地域の名称）

第３条　事業の施行地区に含まれる地域の名称は、上益城郡益城町大字木山字居屋敷及び字市ノ後の各一部、大字宮園字居屋敷及び字辻の各一部、大字寺迫字今吉の一部、大字安永字火迫の一部並びに大字辻の城の一部とする。

（事業の範囲）

第４条　事業の範囲は、法第２条第１項及び第２項に規定する事業とする。

（事務所の所在地）

第５条　事業の事務所は、熊本市に置く。

第２章　費用の分担

第６条　事業に要する費用は、法第１１９条第１項の規定による益城町の分担金、法第１２１条の規定による国の補助金等を充てるほか、県が負担する。

第３章　土地区画整理審議会

（土地区画整理審議会の設置）

第７条　法第５６条第１項の規定により、熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委員の定数）

第８条　審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、１０人とする。

２　委員は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める人数とする。

(1)　法第５８条第１項の規定により施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）のうちからそれぞれ選挙された委員　８人

(2)　法第５８条第３項の規定により知事が土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員（以下「学識経験委員」という。）　２人

（委員の任期）

第９条　委員の任期は、５年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（立候補制）

第１０条　第８条第２項第１号に掲げる委員は、次項に定める候補者のうちから選挙する。

２　土地区画整理法施行令（昭和３０年政令第４７号。以下「令」という。）第２２条第３項の規定により確定した選挙人名簿に記載された者（以下「選挙人」という。）は、同条第１項の公告があった日から１０日以内に、規則で定めるところにより、立候補届を知事に提出して自ら候補者となり、又は他の選挙人の承諾を得て立候補推薦届を知事に提出して当該他の選挙人を候補者とすることができる。

（予備委員）

第１１条　審議会に、宅地所有者から選挙された委員及び借地権者から選挙された委員ごとにそれぞれ予備委員を置く。

２　予備委員の数は、第８条第２項第１号に掲げる宅地所有者及び借地権者のうちからそれぞれ選挙された委員の数（委員の数が奇数のときは、その数から１を減じた数。以下「委員定数」という。）のそれぞれ半数以内とする。ただし、委員定数が１人の場合は、１人とする。

３　予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の有効投票を得た者のうち得票数の多い者から順次なるものとし、得票数が同じであるときは、知事がくじでその順位を定める。

４　第８条第２項第１号に掲げる宅地所有者及び借地権者のうちからそれぞれ選挙された委員に欠員を生じた場合においては、前項の規定により定めた順位に従って、それぞれ順次予備委員をもって補充する。

５　前項の規定により委員を補充した場合においては、令第３５条第５項の規定を準用する。

６　補充により委員となった者は、前項の規定により準用する令第３５条第５項の規定による公告のあった日から委員としての資格を取得する。

（当選人又は予備委員となるために必要な得票数）

第１２条　当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、宅地所有者及び借地権者それぞれの委員定数で当該選挙におけるそれぞれの有効投票の総数を除して得た数の４分の１とする。

（委員の補欠選挙）

第１３条　第８条第２項第１号に掲げる宅地所有者及び借地権者のうちからそれぞれ選挙された委員の欠員の数がそれぞれの委員定数の３分の１を超えた場合において、補充すべき予備委員がいないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、前項の事由が委員の任期満了前６月以内に生じたときは、補欠選挙は行わない。

（学識経験委員の補充）

第１４条　知事は、学識経験委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の委員を選任する。

（委任）

第１５条　法、令及びこの条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第４章　地積の決定の方法

（基準地積の決定）

第１６条　換地計画（法８６条第１項に規定する換地計画をいう。以下同じ。）において換地を定めるときの基準となる従前の宅地の各筆の地積（以下「基準地積」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）における登記簿の地積（以下「登記地積」という。）とする。ただし、施行日において登記簿の地積がない宅地については、知事が実測した地積とする。

（基準地積の更正）

第１７条　宅地所有者は、基準地積が事実と相違すると認めるときは、施行日から６０日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、知事に基準地積の更正を申請することができる。この場合において、その者の所有する宅地が２筆以上にわたるときは、その全部について申請しなければならない。

(1)　隣接する宅地等の地番及び所有者の氏名を記入した見取図
(2)　隣接する宅地等との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入し、隣接する宅地等の所有者が署名及び押印をした境界表示図
(3)　宅地の実測図（原則として縮尺２５０分の１とし、周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載したもの）

２　知事は、前項の規定による申請があったときは、申請人の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を確認しなければならない。この場合において、知事は、当該宅地に隣接する宅地等の所有者の立会いを求めることができる。

３　知事は、前項の規定により確認した地積が基準地積と相違する場合は、当該基準地積を更正しなければならない。

４　知事は、前３項の規定によるほか、基準地積が事実と相違すると認めるときは、宅地所有者及び当該宅地に隣接する宅地等の所有者の立会いを求めて、当該宅地の地積を実測して当該基準地積を更正することができる。

５　知事は、施行地区内の道路に囲まれた区域その他適当と認める区域において実測した地積と当該区域内の宅地の各筆の登記地積を合計した地積との間に差異がある場合は、当該差異に相当する地積を当該区域内の基準地積（次に掲げる宅地を除く。）に按分して、基準地積を更正しなければならない。
(1)　前条ただし書の規定により知事が実測した宅地
(2)　前２項の規定により基準地積を定めた宅地
(3)　国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）第２条第１項第３号に規定する地籍調査（同法第１９条第５項の指定を受けたものを含む。）の成果に基づいて登記された宅地
(4)　登記所において地積測量図により地積が確認できる宅地

（施行日後の分割）

第１８条　施行日後に分割した宅地の分割後の宅地の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地の各筆の登記地積に按分して得た地積とする。

（所有権以外の権利の目的となる宅地の地積）

第１９条　換地計画において、換地に係る所有権以外の権利（処分の制限を含む。以下この条において同じ。）の目的となるべき宅地又は当該宅地の部分を定めるときの基準となる従前の宅地に存する所有権以外の権利の目的となっている従前の宅地又は当該従前の宅地の部分の地積（以下「基準権利地積」という。）は、当該従前の宅地の基準地積、施行日における当該従前の宅地の部分の登記地積又は法第８５条第１項の規定による申告に係る地積（以下「申告地積」という。）とする。ただし、申告地積の合計が当該宅地の基準地積に符合しないときは、基準地積に符合するように按分その他適当と認める方法により定めた地積を基準権利地積とする。

第５章　土地及び権利の評価

（評価員の定数）

第２０条　法第６５条第１項の評価員（以下「評価員」という。）の定数は、３人とする。

（土地の評価）

第２１条　従前の宅地及び換地の価額については、知事がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

（権利の評価）

第２２条　所有権以外の権利（地役権、留置権、先取特権、質権及び抵当権を除く。以下同じ。）の存する従前の宅地及び換地の価額については、知事が前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて、所有権の価額と所有権以外の権利の価額とに区分して評価する。

第６章　清算

（清算金の算定）

第２３条　換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の割合を従前の宅地の価額（従前の宅地について所有権以外の権利が存する場合には、当該従前の宅地についての所有権又は所有権以外の権利の価額）に乗じて得た額（以下「従前の権利価額」という。）と当該換地の価額（換地について所有権以外の権利が存する場合には、当該換地についての所有権又は所有権以外の権利の価額）との差額とする。

２　換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金額は、従前の権利価額とする。

（清算金の納期限等の通知）

第２４条　知事は、清算金を徴収し、又は交付する場合において、納付又は交付の期限その他必要な事項を定め、その期限の３０日前までに、清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき者に通知する。

（清算金の相殺）

第２５条　知事は、清算金を徴収されるべき者に交付すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。

（清算金の分割徴収又は分割交付）

第２６条　知事は、徴収すべき清算金（前条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下同じ。）又は交付すべき清算金の総額が１万円以上である場合は、別表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第１回の徴収し、又は交付すべき期

日の翌日から起算するものとする。
２　前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は年６パーセントとし、第１回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から付するものとする。
３　第１項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第２回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限の日から起算してそれぞれ６月を経過する日とする。
４　第１項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第１回の徴収額又は交付額は清算金の総額から第２回以後の徴収額又は交付額の総額（利子を除く。）を控除して得た額とし、第２回以後の徴収額又は交付額は清算金の総額を分割回数で除して得た額から１００円未満の端数を控除して得た額にその回の利子を加えて得た金額とする。
５　知事は、第１項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、毎回の徴収額又は交付額及び毎回の納付期限又は交付期限を定め、清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき者に通知する。
６　清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。
７　知事は、第１項の規定により清算金を分割交付している場合において、必要があると認めるときは、交付期限前においても清算金の全部又は一部を交付することができる。
８　知事は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。
９　清算金を分割納付する者又は清算金の分割交付を受ける者は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
（督促手数料及び延滞金）
第２７条　知事は、法第１１０条第４項の規定により、清算金を滞納した者から督促手数料及び延滞金を徴収する。
２　前項の督促手数料は土地区画整理法施行規則（昭和３０年建設省令第５号）第１７条に規定する額とし、前項の延滞金は当該清算金の額に納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年１０．７５パーセントの割合を乗じて得た額とする。
３　知事は、生活の困窮その他特別の事情がある者については、延滞金を減額し、又は免除することができる。
（仮清算金への準用）
第２８条　第２３条から前条までの規定は、法第１０２条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付すると知事が定めた場合に準用する。
（異動及び変更の届出）
第２９条　清算が完了していない宅地について権利の異動（分割による異動を含む。）があったときは、当該異動に係る当事者は、連署して、遅滞なく知事にその旨を届け出なければならない。この場合において、連署を得ることができないときは、その理由を記載した書類を添付しなければならない。
２　清算が完了していない宅地について権利を有する者が、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更した場合には、速やかに知事にその旨を届け出なければならない。
第７章　雑則
（所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止）
第３０条　令第５５条の２において準用する令第３条の規定による換地計画の縦覧開始の日の公告の日から法第１０３条第４項の規定による換地処分の公告の日までの間は、所有権以外の権利についての法第８５条第１項の規定による申告又は同条第３項の規定による届出は受理しない。
２　令第１９条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して２０日を経過した日から令第２２条第１項の規定による異議の申出がなかった旨又はすべての異議について決定した旨の公告の日までの間は、借地権についての法第８５条第１項の規定による申告又は同条第３項の規定による届出は受理しない。
（換地処分の時期の特例）
第３１条　知事は、必要があると認めるときは、法第１０３条第２項ただし書の規定により、換地計画に係る区域の全部について事業の工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。
（委任）
第３２条　この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
附　則
この条例は、法第５５条第９項の規定による熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の決定の公告の日から施行する。
別表（第２６条関係）

徴収し、又は交付すべき清算金の額	分割徴収し、又は分割交付する期限	分割の回数
１万円以上４万円未満	６月以内	２回

４万円以上７万円未満	１年以内	３回
７万円以上１０万円未満	１年６月以内	４回
１０万円以上１３万円未満	２年以内	５回
１３万円以上１６万円未満	２年６月以内	６回
１６万円以上２０万円未満	３年以内	７回
２０万円以上２４万円未満	３年６月以内	８回
２４万円以上２８万円未満	４年以内	９回
２８万円以上３２万円未満	４年６月以内	１０回
３２万円以上	５年以内	１１回

熊本県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年７月５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４９号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例

熊本県立学校条例（昭和３９年熊本県条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表特別支援学校の部熊本県立熊本聾学校の項の次に次のように加える。

熊本県立熊本はばたき高等支援学校	熊本市

附　則

この条例は、平成３０年８月１日から施行する。